

生活保護基準引き下げ 国は警り 8度目判決

さいたま地裁

ま地裁でありました。倉澤 富崎、青森、和歌山に続い
守春裁判長は、保護基準引
き下げる取り消しを認め、 判決は、國が最低所得世
下げるのは憲法違反だとし 原告側が勝訴しました。
て、埼玉県内の生活保護受 同様の裁判が全国でたと
給者らが取り消しを求めた 保護基準を引き下げる「ゆ
裁判の判決が2月、さいた 大阪、熊本、東京、横浜、 家の検証過程を不合理な

かいたものの、検証結果を そのままで反映しなかったこ と、その具体的な理由を示 さなかつたことから、厚生 労働相の裁量権の逸脱・乱 用があるとした。

一方、多くの原告側勝訴 判決で認められた、200 8年以降の物価下落を考慮 した「ヘッジ調整」の問題 は認めず、厚労相の裁量 (56) は「くくなつた原告の 仲間もいるが、きっと天国 で喜んでくれていると思 ました。原告の浜田道子さ ん(85)は「私たちの訴えが

告弁護団の佐々木新一副団 長は「國の政策が、8回も 『誤りだ』と断言された。生 活保護行政の改善に向けて 力を尽くしてください」と述べ ました。原告の浜田道子さ ん(85)は「私たちの訴えが 認められたのだから、國は 元の保護基準に戻してほし い」と語り、佐藤晃一さん (56) は「くくなつた原告の がみ調整」について、専門 ました。 判決後の報告集会で、原 う」と顔を詰まらせました。